

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

全体や体系等について

NO	区分	章	意見の内容	対応案
1	A	全体	「～しなければならない」と書く場合は、「いつまでに、どのような方法で」などの具体的な規定が必要ではないか。	次の考えから修正していない。 「具体的な達成期限(目標)や手段は、条例に規定するのではなく、行動計画の中で、定めていきたい。」
2	A	全体	産業が振興するとともに、防災文化づくりに寄与するような仕組みが取り入れられないか。	次の考えから修正していない。 「産業の振興の側面は、防災文化づくりを進めていくなかで、考える問題と受け止めている。条例の中に記載する内容があれば具体にご指示いただきたい。」
3	A	全体	今回は県民の意識の高揚と教育が主な目的と考えれば、当面はこの程度の内容・トーンで良いと思う。ただし、何年か何十年か後に見直すときが来ると思う。	ご意見として受け止める。
4	A	全体	骨子案の課題部分の内容に意味があると思う。これは何かの形で県民の目に触れるのか。(内容・表現は検討するとして)。	骨子案に、概要と説明文としてつける予定。
5	A	全体	すぐにできるか、実施するかは別として、経済的・技術的に対応が困難なことでもできるだけ、条例に表現して理解を頂くほうがよいかと思う。	必要な項目があれば、概要と説明文の中で書いて理解を求めていきたい。
6	A	全体	地震災害対策を体系的に構造化し、時間経過に応じた対策項目の比重の変化などを配慮することを示す条文が必要ではないか。災害対策のステージ(stage)を設定し、それぞれに必要な重点施策の変化の視点を明示する条文を設けることはどうか。	次の考えから対応は困難と考える。 「備え、地震発生時、応急復旧、復興の各ステージにおいて必要となる対策を全て洗い出すことは困難であり、その対策を各ステージに明確に分けることも難しい。また、実際の地震災害においては、対策の進捗の状況や実際の被害の大きさによっても、自助、共助、公助の役割の比重が異なるため、対応は困難である。」
7	A	全体	「自助・共助・公助」という3分類は、キャッチコピーとしてはよいかもしれないが、もう一つしっくりこない。なかでも、共助が自主防災組織に強く結びつくようで疑問を感じる。ただし、現在まで普及してきた言葉なので、修正は難しいと思うが、工夫は必要。自分は、相互救助・救援のように考えているが、これと自主防災組織と結びついた共助との違いは、前者はあくまで個人の自発的行動を基礎においているのに対して、後者はあたかも自主防災組織が救助・救援の主体となるようにされるからだと考える。個人が他人への配慮としての救助・救援を共助と捉えることが個人の権利を基点においたときに違ってくるのかな、と思っている。具体的には、ブロック塀の補強などは共助と考えることになる。	意見を受けて修正したい。 「基本理念の記載を全面的に見直し、共助については「(3)一人ひとりの生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、地域のコミュニティを構成する様々な団体や人々が、日頃から連帯感を強め、支え合い、地震発生後には互いに助け合う「共助」の取組を進めること。特に、「共助」の主要な担い手として、地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を活性化していくこと。」と他の担い手もあることを明確にしたい。」
8	A	全体(骨子案の言葉の使い方について)	骨子案では、やわらかい表現で作成しているが、条例化の際にも、できればこのままにしてほしい。	次の考えで対応したい。 「語尾については、検討会として方針を出していただければ、ですます調とすることは可能。語句については、条例上、厳密に記載しなければならない部分はしかたがないが、可能な範囲で努力したい。」
9	A	全体	市町村の役割については記載があまり見られないが、不用なのか。	次の考えから修正していない。 「平成11年7月の地方自治法の改正により、県の条例で、市町村に責務を負わせたり、新たな事務を生み出すことが記載できなくなったため、災害対策基本法に規定される範囲内で市町村の役割を記載している。個別の対策では、市町村の役割が多くあるので、骨子案のなかでは、県との連携という形で記載している。」
10	A	全体	第1章第7で初めて市町村の役割が出てくるが、この他の部分では具体的な表現が殆ど無い。県民への関与が薄いのか。	
11	A	体系	第9章の防災教育や人材育成を目立たせたいのならば、章の上に「編」という区分けを用いて、条例を数個の編とし、「9章」の章名を目立たせてはどうか。	次の考えから修正していない。 「条例の条文の数が多い場合には、その内容の理解と検索を容易にするため、内容の共通する条文をまとめて「章」、「節」、「款」、「目」等に区分する。「章」が最も基本的な区分であり、「編」という区分が、違う制度やテーマを並列して規定する区分が必要な場合に、法令で「章」の上に設けられる。ただし、高知県条例では用いているものがない。第2章以下の各論では、各章で事前の行為、地震後の行為がともに規定され、他の章の規定ともお互い関係し合っているため、時間軸やテーマを想定してさらに上位の名称を規定することが困難。人づくりのテーマを目立たせたいのであれば、第9章を節に分割し、「第3節」を設けたことで、目的は達成していると思われる。」
12	A	体系	総則の県、県民、事業者、市町村の(責務)は(役割と責務)という名称に出来ないか、検討してもらいたい。	次の考えから修正していない。 「見出しに(責務と役割)とした規定は、高知県条例に存在しない。(また、他県の地震条例の見出しにもない。)というのは、責務規定が規定できない主体に対して、ひとつ控えた形で、(役割)という位置づけや連携を求める規定を行うのであり、両方が並記される状況がありえないものと考え。」
13	A	言葉の使い方について	「言葉の使い方について」の表は、骨子案の説明文のどこかに付けるのか? 誤解を招かないためには付ける方が良いのではないか。	骨子案に言葉の使い方の説明をつける予定。

第1章 総則

14	A	1-1	「…復興までの対策(以下「南海地震対策」という。)を総合的かつ計画的に行うため…」という表現は、総合的という言葉は、対策の実体を修飾するべきであるので、「復興までの総合的対策を計画的に行うため…」としてはどうか。	意見のとおり修正したい。
15	A	1-1	県、県民及び事業者等の「責務や役割」について、権利を基点とするという趣旨からすると、役割の中には広く考えると権利を含むことから、「役割や責務」と順序を変えてはどうか。	意見のとおり修正したい。 「責務や役割」を「役割や責務」に修正。
16	A	1-1	文言「震災に強い」は具体性に欠けていないか、話し言葉ではないか。	次の考えから修正していない。 「震災に強い地域社会とは、県、県民、自主防災組織、事業者などが、この条例をよりどころとして取り組みを進めていくことで、実現する社会を概念的な言葉で表現したもので、第1章第3の基本理念にもつながるため、具体的な表現になってくると、一言で表せなくなる。国の防災基本計画では、「地震に強い」という言葉が、また、各自自治体の地域防災計画では「震災に強い」という言葉が使われているが、他に適切な表現があれば、具体にご指示いただきたい。」
17	A	1-1	この条例は県民の生命、身体、財産を守ることを目的としているので、条例の趣旨は「効果的な南海地震対策を推進していく」だけでなく「実践的な」を加えてはどうか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「南海地震対策を実践的に推進していくことは重要であるが、第1の趣旨において反映すると、ひとつの文章の中に〇〇的という言葉が4箇所も重なることとなる。このため、趣旨から「効果的」を削除し、第3の基本理念を「次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進」と修正したい。」
18	A	1-1	「必要な基本的事項を定めるものです。」の「基本的な」は不要ではないか。	意見のとおり修正したい。 「必要な事項を定めるものです。」に修正。

NO	区分	章	意見の内容	対応案
19	A	1-2	この規定が「共助」の中心に据えられることに違和感を持つことを指摘してきた。その理由は2つの点にあると思う。一つは、共助への疑問である。二つは、町内会、自治会等を地方自治体、条例などに書き込まないことと同じ理由である。自発的で自治的組織を法令に書き込むことが公的組織への編入され、介入、規制の恐れがあると考えるからである。(言葉の問題か、組織形態の問題か、はまだ、整理できていないが。)	次の考えから修正していない。 「地震発生時には、公的機関も被災し、被災地全域に救助等が行き渡らないことが予想されるため、地域での助け合いが必要になる。発災時には、個人としても、初期消火や避難誘導、救護などの活動を行う必要があるが、被害を最小限にとどめるためには、平常時において、活動に必要な知識や技術を身に付け、資機材を準備するなどの備えが重要であるが、その取り組みは、組織的に行うことが効果的である。この中心となるのが、自主防災組織であり、共助のうちでも、主要な担い手と考えている。」
20	B	1-2	骨子案中に「社会貢献活動団体」という単語が複数箇所出てくるが、定義が記載されていない。	次のとおり修正したい。 「(4)社会貢献活動団体 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を継続的に行う法人その他の団体(宗教、政治、選挙、公共の利益を害する行為をするおそれのある活動を除く)のうち(3)の自主防災組織を除く団体」を追加。
21	B	1-2	(4)耐震安全性は、「耐震性」という表現で十分でないか。	次のとおり表現に修正したい。 「耐震安全性」を「耐震性」に修正。
22	A	1-2	要援護者の定義の中に、妊産婦を追加すべきではないか。	意見のとおり修正したい。 「定義の中に、妊産婦を追加。」
23	A	1-3	5行目「行政」と言う言葉がいきなり出てきたので違和感がある。	次のとおり修正したい。 「行政という言葉は、一般的には、国や県、市町村などの機関を表す。骨子案では、防災関係機関の定義を、「市町村、国、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者」としており、行政と重複するため、「行政」を「県」に修正したい。」
24	B	1-3	NPO法人は、特定非営利活動促進法の範囲の中で活動を行うものをいう。法人格をもたない非営利の団体もある。「NPO」という表現は、他の条例でも用いていない。他の条例では「社会貢献活動団体」という用語が使用されているが、それでどうか。	次のとおり修正したい。 「NPO」を「社会貢献活動団体」に修正。
25	B	1-3	「防災文化」という言葉はイメージが伝わらないため「防災を習慣」という言葉にできないか。	次のとおり修正したい。 「全県的な運動として展開していき、地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせていくこと。」
26	A	1-3	基本理念の文として、以下のような案はどうか。 (1)県民は、南海地震という大災害に遭う中で、生命、身体を守ることを権利とし、その権利を放棄するべきものではないことを認識し、それを自らで保持することを基本に「自助」の取組みを進めること。 (2)県民は、生命、身体、財産の権利が保持されるように、日ごろから可能な相互救助・救援を準備し、地震発生後に直ちに対応できるように「共助」の取組みを進めること。	次のとおり修正したい。 「基本理念の構成を見直し、(1)に生命、身体、財産に係る権利を守るための役割分担と連携、(2)に自助の取組、(3)に共助の取組、(4)に公助の取組、(5)に防災文化を記載し、それにとりまじりそれぞれの記載内容も見直したい。」 (7と関連項目)
27	A	1-3	(1)の2～3行の“安易にその権利を……”の表現はきついと思う。	
28	A	1-3	条例の基点に県民(在住者、滞在者、旅行者などを含む)の生命、身体、財産を守ることを権利として保障することにおく。それは、先行の条例などで県民の責務を条例の基点とすることの違和感と県民の責務を県、事業者、近隣組織の責務と並列することは、条例の真の目的等を曖昧にするし、構造的体系も難しくすると考える。	
29	A	1-3	生き抜くというふうを書く、ほとんど死んでしまうんじゃないかという感じにとられるので、「生き抜く権利」を「自らの生命、身体及び財産を守る権利」と(趣旨)の記載と合わせてはどうか。	
30	A	1-3	「公助」が後ろに隠れすぎではないか。三位一体で進めるという書き方ではどうか。	
31	B	1-4	地震に関する知識の習得などは日頃からの取組みであるため、「日頃から」と入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 「地震に関する知識の習得」の前に「日頃から」を挿入。
32	A	1-5	事業者の責務として、“身体を守り”を“身体を守ることは勿論、その事業者の施設・資機材等による県民等への災害を防止し”を追加してはどうか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「事業者には、他の者に危害を及ぼさないようにする努めがあるので、第9章第2の事業者の備えに「(8)木材や船舶等の流出や、危険物の漏出等、地震発生時に人の生命、身体に被害を与えないための適切な管理」を追加した。なお、責務とするかについては、検討会で検討いただきたい。」
33	A	1-7	“基礎的な地方公共団体”とは聞き慣れない言葉だが。	次の考えから修正していない。 「地方自治法2条2項「市町村は、基礎的な地方公共団体として～」とあり、また災害対策基本法第5条でも使われている言葉であり、他に適当な表現もないため、修正していないが、他に適切な表現があれば、具体にご指示いただきたい。」
34	A	1-7	市町村の役割の中で、ボランティアと連携するとはあるが、ボランティアは機関ではないので、社会貢献団体とした方がいいのでは。	意見のとおり修正したい。

第2章 揺れによる被害から命を守る

35	A	2	揺れによって建物がつぶれる、そのため死んでいくということをもっと前面に出したほうがいい。	次の考えから修正していない。 「骨子案本文の中での表現は難しいので、概要や説明文の中で具体的な数字などもあげながら表現したい。」
36	A	2	建物の耐震化を進めるためには、一人ひとりが、耐震化の必要性や重要性を受け止めることが重要であり、そのためには、減災対策委員やパトロール隊といったような地域を回って指導するシステムが必要ではないか。	次の考えから修正していない。 「建物の耐震化を進めるためには、対策が必要な人に、直接、声掛けをすることは、効果的だと考えるが、命を守るための重要な対策としては、耐震化以外にも、ブロック塀や家具などの転倒防止、避難訓練への参加など、様々な備えが必要である。その推進にあたっては、新たに個別の仕組みを作るより、自主防災組織の活動を活性化の中で、専門的な知識を持つ人材を活用しながら、自主防災組織のみならず取り組みを進めていくことが効果的と考えている。このことから、第9章第9に「人材の育成や活用」を盛り込んでいる。」
37	A	2-1	耐震改修について、一部分の補強、また昭和56年以降に建てられた建物であっても、平成12年までは筋かいの固定が義務化されていなければ耐震診断を受けさせ、強度不足であれば部分的な補強をさせ補助金の対象とするぐらいの柔軟な対応支援をしていくことが、耐震補強につながり建物倒壊による被害を抑えることになると思われる。	次の考えから修正していない。 「阪神・淡路大震災等では、建築基準法が大幅に改正された昭和56年以前に建築された建物が、多くの被害を受けていることから、県では、昭和56年以前の木造住宅を対象に、診断、改修の助成制度を設けている。また、ご意見のあった一部分の補強や、56年以降の建物の耐震化の支援については、効果や費用などから、現時点では、対応が難しいと判断しているため、骨子案においても、所有者が、昭和56年以前の建物の耐震化を行うよう強調している。」
38	A	2-1	耐震住宅済みの家屋には、誰が見てもわかるように、ステッカーをはるようにする。	次の考えから修正していない。 「耐震化済みの家屋にステッカーをはることで、耐震化につながるかどうか判断がつかないので、条例事項でなく、対策のひとつとして、今後、検討していきたい。」

NO	区分	章	意見の内容	対応案
39	A	2-1	既存建築物の所有者に耐震化を行うよう求めているが、所有者以外にも管理者や占有者などがあり、また所有者のなかにも、個人、事業体、事業主の場合があるが、すべて「所有者」だけで記載するのか。	次の考えから修正していない。 「仮に所有者以外の者が耐震化を行うとしても、所有者の承諾無しに行われることは想定できないため、「所有者」とだけ記載している。また、所有者の個人や事業者等の違いによって条文の内容が変わる必要はないと考えている。」
40	A	2-1	耐震診断は、通常は、所有者が直接行うのではないので、「行う」という表現よりも「受け」という方がよいのではないか。	次のとおり修正したい。 「耐震診断を行い」を「耐震診断を受け」に修正。
41	A	2-1	3項「応急救助活動の拠点」の意味が分かりにくい。応急、復興などの政策的意味の違いはなにか。	次のとおり修正したい。 「公的な役割を担う機関では、地震発生直後からの活動が行えるよう、建物の耐震化を促進を求めたものであるが、分かりにくいという指摘であるので、「応急救助活動の拠点」を「災害対応、医療救護、救出・救助等の活動拠点」に修正したい。」
42	B	2-1,2-2,2-3	第2章第1第4項、第2第4項、第3第3項はそれぞれ県を主語とした同様の規定だが、記載の仕方がばらばらになっている。	文言を整理したい。
43	A	2-1,2-3	骨子案の所有者に“事業所”も含むことを明記した方がよいと思う。	次の考えから修正していない。 「所有者の中には、県民だけでなく、事業者も含んでいる。骨子案の記載で分かりにくい場合は概要や説明文で説明したい。」
44	A	2-2	「落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動を・・・」とあるが、県民に関する規定、目的を規定しているので、その手段や方法を具体的例示を含めて規定すべきではないか。	次の考えから修正していない。 「揺れから身を守る行動には、様々なものがあり、個々の状況によっても、対応が違ってくるため、具体的に記載すると、逆に、誤った判断となるケースも有りうる。このため、具体的に身を守るための手段は、啓発によって周知したい。」
45	A	2-2	県民・事業者の部分にヘルメット等安全具の常設を入れてはどうか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「ヘルメットは、避難を円滑にするための用具の一つであるため、第9章第1の(4)を「避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備」と修正し、具体的な内容は、説明文で説明したい。併せて、第2の(4)にも、同じ項目を追加したい。」
46	A	2-2	第1項「自ら」に社員も含まれるのでは。	次のとおり修正したい。 「事業者には、様々な業種があるため、店員や社員というように具体的に表現すると、特定した読み方をされるため、「自らや来訪者、施設利用者等」を「自らや事業所内の人」と修正したい。以下、同様の意味のものは、“事業所内の人”と表現を統一したい。」
47	A	2-2	第2項 店員という言い方に抵抗があるので、「社員」ではどうか。(第3章第3も同様)	次のとおり修正したい。 「事業者には、様々な業種があるため、店員や社員というように具体的に表現すると、特定した読み方をされるため、「自らや来訪者、施設利用者等」を「自らや事業所内の人」と修正したい。以下、同様の意味のものは、“事業所内の人”と表現を統一したい。」
48	A	2-3	「日頃から、地域の危険性の把握に努めなければいけません。」とあるが、県民は、危険箇所の把握に努め、把握したときに県に連絡するボランティアを配置してはどうか。また地区にたとえば危険パトロールボランティア的な人を配置し、危険箇所を発見した場合、連絡ボランティアに知らせる。自分の命は自分で守る、その延長は、自分たちの地域は自分たちで守ることであるので、日頃から小さなことからやることが、大きな災害を出さないことにつながると思う。	次の考えから修正していない。 「第2章第3では、屋外で転倒や落下の危険がある物から命を守るために、県民一人ひとりが、地震時に、的確な行動がとれるよう、あらかじめ、どういう所が危険かを意識し、知っておくことが重要であることを理解してもらうために、規定している。地域の危険箇所の把握は、個人では難しい場合もあるので、自主防災組織の活動の中で、取り組むよう第9章第3に規定しているし、その活動においては、専門的な人材を活用していくことも必要となってくるため、第9章第9には、人材の育成や活用することを規定している。なお、具体的に、ボランティアをどのように自主防災組織の活動の中に、活かしていくかは、今後、対策として検討していきたい。」
49	A	2-3	「危険工作物」について、ある程度の定義が必要ではないか。	次の考えから修正していない。 「同項目に必要な定義を記載しているが、記載が不足しているのであれば、具体的にご指摘いただきたい。」
50	B	2-3	屋外における危険工作物等としてあげられるものとして「屋外広告物」も数が多いので追加してはどうか。	次のとおり修正したい。 「窓ガラス、外装材等」を「窓ガラス、外装材、屋外広告物等」に修正。
51	A	2-3	第2項 地域の危険性の把握というのは、条例の条文にするときには、いい言葉ではないのではないかと。	次のとおり修正したい。 「地域の危険性」を「地域の危険箇所」に修正。
52	A	2-4	“被災建築物及び宅地”だけではなく道路・橋梁・港湾施設等各種構造物もあると思うが、これについてはどこかに記載があるか。又は国土交通省の仕事になるのか。県の物もあるならば記載が必要では。	次の考えから修正していない。 「この項目は、人の出入りする場所について行う応急危険度判定を記載した部分なので、ご意見の趣旨は第5章第2「危険な箇所の巡視等」に記載している。」
53	A	2-4	応急危険度判定には、事業所の工作物も含むか。	次の考えから修正していない。 「応急危険度判定は、人の出入りする場所について行うのが原則で、事業所の工作物は、事業者者みずからの責務で行っていただくことになるため、含んでいない。」
54	B	2-4	応急危険度判定について、県が直接応急危険度判定を行うしくみは無いため、「自らも応急危険度判定を行います。」と記載できない。	次のとおり修正したい。 「応急危険度判定(略)に協力するとともに、自らも応急危険度判定を行います。」を「応急危険度判定(略)の支援を行います。」に修正。
55	A	2-4	応急危険度判定の「実施体制」とあるが、実体が見えないので具体的に書けないか。	次のとおり修正したい。 「あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成や受入れ体制の整備、判定資機材の確保などの実施体制の整備に努めます。」と表現を修正。」
56	A	2-5	①“地震の揺れ”のあとに、“地盤の液状化及び津波”という言葉に記載する方がよいと思う。 ②土木施設等の点検や改修について“必要に応じて”と言う表現になっているが、他とトーンが違う。財政状況を加味しての話と思われるが、最後が“努めます”でなので“出来ないことは仕方がない”との解釈でよいのではないか。“必要に応じて”は取る	意見を受けて次のとおり修正したい。 ①ご指摘のとおり地震の揺れ以外に液状化などによる被害の軽減も含まれるため、「自らが管理する道路、橋梁、河川、海岸、港等の施設について地震の揺れ等による被害を軽減し、その機能を確保するため」と修正したい。 ②「すべての公共土木施設を点検することは、膨大な時間と費用がかかり困難であるが、橋梁など重要なものは、定期的に点検しており、また、他の施設でも、国の通達等により緊急点検を行ったりすることもあるため、「必要に応じて」と表現したい。 改修については、財政上の制約から「緊急性の高い箇所から改修を行う」と修正したい。併せて、第3章第6の1(1)も同様に修正したい。」
57	A	2-5	公共土木施設等の耐震予防対策について、具体的な内容は、行動計画に盛り込むという事務局からの説明があったが、具体化の手順も書けないか。	次の考えから修正していない。 「行動計画については、第10章として追加で提案させていただいた。具体的な対策については、行動計画の中で考えていきたい。」

第3 大津波から逃げる

58	A	3	観光客などのよそから来た人の問題は、基本的には県民に対する避難の標識の整備ということで、条文中で観光客に対して特別に規定する必要はないんじゃないかと気がする。	次の考えから修正していない。 「骨子案では、観光客は居住者等も含めているが、骨子案では観光客に対して特別の規定は設けておらず、県民、事業者等と同じ対応としている。」
59	A	3	津波の避難を発動する一次情報は、強い揺れと断定してもいいのではないかと。	次の考えから修正していない。 「国の「津波避難ビル等に係るガイドライン」においても津波避難のタイミングは、強い揺れだけでなく「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき」とされているため、このままの表現としたい。」

NO	区分	章	意見の内容	対応案
60	A	3	過去の震災でもあったことだが、自分で安全な場所を確保したあとに、行政に対してSOSをアピールしないと、救援物資が届かないということを知っていただく必要があるのではないか。	次の考えから修正していない。 「地震発生直後、県や市町村等では、被災者の状況を、詳細に把握し、対応していくことができない場合もある。このため、支援を必要とする人からの求めていただくことも必要であるが、条列事項でなく、広報や情報提供で対応できると考えている。」
61	A	3-1	「何人」という言葉がここだけ出てくるが。	次のとおり修正したい。 「何人も、海岸附近又は河口附近にいるときは」を「海岸附近又は河口附近にいる者は」に修正。
62	A	3-1	津波からの避難意識を持つようにしなければいけないとあるが、「避難意識」とは何か。	次の考えから修正していない。 「様々なことに意識を持っておく必要があるため、解説文の中で説明したい。」
63	A	3-1	“原則自動車を使わず”は何となくしっくりこない。“自主防災組織活動の検討結果による方法で”程度でどうか？(地域の状況に応じたやり方を検討して頂くと言う方向で)	検討会で検討いただきたい。
64	A	3-1	1項での「原則自動車を使わず」まで、条例にかけるほど、一般原則化してよいのか。	
65	A	3-2	津波避難計画の作成への住民参加の意義をもっと積極的に書き込んでよいのではないか。	次のとおり修正したい。 「津波避難計画の作成に住民参加する必要性を理解してもらうため、「自らが津波から避難する際の問題に向き合い、避難路、避難場所、避難方法を確実に確認するため、」を追加。併せて、1の自主防災組織が津波避難計画を作成する必要性を理解してもらうため、「地域の居住者等が津波から円滑に避難できるよう」を追加したい。」
66	A	3-3	「津波避難訓練の実施等」の事業者に学校も含むという記載で、学校を入れるようにしてはどうか。	次のとおり修正したい。 「第1章第2の事業者の定義に、学校を含むことを明記。」
67	A	3-3	条例において、自主防災組織を県民、事業者、県、市町村と同等の役割で規定することへの疑問があるが、津波避難訓練の主体は、自主防災組織以外の選択肢はないのか。	次の考えから修正していない。 「津波避難訓練や地域の津波避難計画の作成・見直しは、県民個人では困難であること、また自主防災組織と名乗っていても、地域で集まって津波避難訓練等を行うのであれば、「自主的に防災活動を行う団体」=自主防災組織と変わりがないと言えるため、自主防災組織とだけ記載しているが、具体的な追加案があればご指示いただきたい。」
68	A	3-4	見出しは、「情報提供」よりは「津波、避難に関する広報および情報提供」となったほうが自然ではないか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「広報は、マスコミや広報誌などを利用して、情報を広く知らしめることを意味しており、この項目では、主に、標示物や標識等による情報が中心であるため、「情報提供等」を「情報を入力しやすい環境の整備等」と修正したい。」
69	A	3-4	「情報を入力しやすい環境の整備」の前に「県民・事業者が」を入れないと、県が情報を入力しやすいと読める。	意見のとおり修正したい。 「情報を入力しやすい環境の整備」の前に「県民、事業者等が」を挿入。
70	B	3-4	「非常用放送施設」という表現は、非常時の通報のみしかしない施設のように思われるので、「緊急情報の放送施設」と変えてはどうか。	次のとおり修正したい。 「非常用放送施設」を「緊急情報の放送施設」に修正。
71	A	3-5	もうちょっと踏み込んだほうがいいのでは。例えば緊急避難マンションの場合には空き部屋とトイレも含めて利用できるような協力協定を結ぶことなどの例示は書かないでしょうか。原則はこれでいいけれども、もうちょっと各論まで、具体的まで踏み込んだことを書き込んでもいいのではないか。	次の考えから修正していない。 「県民や事業者に協力を求める項目については、現時点で、十分に整理できておらず、また、今後の対策の進捗状況によって、その内容も変わってくることから、条例の中に、具体的に盛り込むことになると限定されてしまうので、対策を進めていく中で、具体的に必要な事項を、協力を求め、協定を結ぶという形で、公助で不足する部分を補っていくよう考えている。」
72	B	3-6	「堤防、防潮堤」とあるが、防潮堤は堤防のひとつである。「堤防」に統一するなど整理をしてはどうか。	適切な表現に修正したい。 「堤防、防潮堤」を「堤防」に修正。
73	A	3-6	陸こうや水門の「維持管理体制」の体制は具体性がないので、点検などがよいのでは。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「具体的に表現するため、「陸こうや水門の日頃からの」を「津波の浸入を防ぐため、陸こうの常時閉鎖や支障のない高さまで水門扉を下げるなど、」と修正したい。」
74	A	3-7	地域外の方が、陸こうなどを使用したあと開けっ放しにしたりということが起きるので、対策が必要ではないか。	次のとおり修正したい。 「第6第2項として「陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないよう、利用後は閉鎖するように努めなければならない。」を追加。」

第4章 火災から身を守る

75	A	4-1	対応でのプライオリティーを消極で書くよりは、積極的な規定にすべきではないか。「自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて」を「自らの身の安全や避難を優先的に確保し」ではどうか。以下、同様とする。	次の考えから修正していない。 「出火や延焼を防ぐための行動であり、ご意見のように、自らの身の安全や避難を優先的にすると、消火しなくてもいいとの誤解が生まれる可能性のある記載は避けたい。」
76	B	4-1	「火気の使用を停止し、ガス栓をしめること。」では、火気がガスコンロのみを思い描かせないか。	次のとおり修正したい。 「(1)火気の使用を停止すること。(2)ガス栓を閉めること。」と号を分けて書くこととしたい。
77	A	4-1	通電後の火災の対策としてブレーカーを落とせということを書かないと言葉足らずでは。	次の考えから修正していない。 「骨子案のなかで表現することは難しいので、解説文の中や今後の啓発で対応したい。」
78	A	4-1	(2)“電流制限器”という言葉は分かりにくいのでは。	次の考えから修正していない。 「法律上の正式名称のため、電流制限器という言葉を使用し、一般名称の「ブレーカー」と併記する現在の方法で記載したい。」
79	A	4-1	出火や延焼の防止のための行動は他にもたくさんあるので、「(3)その他必要な措置」といった言葉を入れる。	次の考えから修正していない。 「この項目は、地震発生時に出火防止のために何をすべきかを知っていただく目的があるため、行動を具体的に記載する必要がある。出火防止の具体的な行動として県民に広く知っていただく必要がある項目が他にあれば、具体にご指示いただきたい。」
80	A	4-2,3	火災への備え、防火訓練の実施等に「県は市町村や消防と連携して、耐震性貯水槽など消防水利の整備に努め」という表現で合せてはどうか。	次の考えから修正していない。 「消防水利は市町村の業務で、補助金や基準づくりは国の業務であり、県の関与がないため、県主語の記載が困難である。」

第5章 土砂災害その他の危険から身を守る

81	B	5	土砂災害は津波・揺れ・火災に次いで死者が発生する原因と考えられ、対策も行われているので、その他の災害と分けて記載する必要がある。	第5章の記載は全面的に見直し、土砂災害とその他の危険を分けて記載したい。
----	---	---	--	--------------------------------------

NO	区分	章	意見の内容	対応案
82	A	5-1	(2)“河道閉塞による上流の地域の水没”のあとに“及び河道閉塞部の決壊による土石流・山津波等”を追記 (6)“液状化による建築物の倒壊”のあとに“、堤防の決壊、護岸・防波堤等の破壊”を記載。または“建築物”のあとに“及び土木構造物”を挿入	上記により、5章の記載を全面的に見直しているが、ご意見はできるだけ修正案に反映させている。
83	A	5-2	2で、県民は、異常現象を発見したときは、通報するよう努めることとしているが、書き方はこうなると思うが、管理者がどこになるのか分からないことが多いと思う。通報してもらいたい回しにあってほしい。①管理者が誰かを現地に掲示できるものであれば掲示し、②市町村に連絡があった場合に部署が違って受けとめられるような体制づくりも必要ではないか。	① 次の考えから修正していない。 「すべての構造物に管理者を表記するのは膨大な時間と費用がかかるため困難である。」 ② 意見を受けて次のとおり修正したい。 「被災直後は、行政として、対応すべき事項が膨大にあり、また、通信の途絶等により連絡手段も限られることが想定されるため、各自主防災組織において、あらかじめ地域の危険性を把握するなかで、施設の管理者を知っておき、異常等があった時には、速やかに連絡することが望ましいと思われる。このため、第9章第3、2(2)の「避難路等の把握」を「避難路、通報先等の把握」と修正したい。」
84	A	5-2	県の居住者等への周知と立入禁止等の措置について努力規定でよいのか。だれが権限をもっているのか。	次の考えから修正していない。 「被害が広範囲に及ぶことから、全てに対応できる確実性がないため、できる限り対応するという意味で努力規定としている。」
85	A	5-2	危険物を扱う施設の管理者の例示として、“可燃物”を入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 「危険物という言葉が「転倒等危険物」などで使用しているため、誤解の無いように、「爆発物、有害物質などの」を削除し、「危険物(この骨子案において、消防法上の危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、水質汚濁性農薬等をいいます。第9章第2第1項第8号においても同様。)」と記載したい。」

第6章 災害から命を救う

第7章 被災者の生活を支える

86	A	7-1	県が行う復旧活動に「社会秩序の維持等」とあるが、もう少し限定的なものにならないか。また、「人権に十分配慮した」又は「最小限度の」などの文言を入れられないか。	次の考えから修正していない。 「災害対策基本法第50条第1項第7号には、災害応急対策の一つとして「犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する事項」が規定されており、この条例の応急対策においても、法と同様に「社会秩序の維持」と表現したい。」
87	A	7-2	「専門ボランティア」の具体的なイメージがつかみにくい。応急危険度判定などがそれならば、例示で書いておく方がよい。一般ボランティアとして専門性を持ってボランティアセンターに来られる方との違いがわかるように書いた方が誤解がない。	次のとおり修正したい。 「県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(県や市町村等が実施すべき復旧活動等のうち、人員の不足が見込まれる専門的な知識や技術を必要とする分野において、事前に登録し、地震が発生したときに県や市町村等と連携しながら活動するボランティアをいいます。)の活用体制を整備するとともに、地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。」

第8章 震災から復興を進める

88	A	8-1	・100年ごとに南海地震が繰り返すことが分かっているのだから、防災都市づくりをどうするかを考えに入れたいと思いたい。 ・高齢化など高知県が抱えている問題もあり、高知県独自の定義を作ってはどうか。 ・海側、山側といった地域性によっても、被害状況によっても、復興ビジョンが違う。ビジョンを煮詰めるために県民の意見を聞くという手順を組み込めたいと思う。 ・復興は相当時間がかかる問題。地域の人が、どのような地域を作るのか考える。それぞれの地域で、復興委員会をつくり、何から先に復興するかは、その地域ごとに考えていくべきこと。	次のとおり修正したい。 「第8章を「第1 震災復興計画の作成」と「第2 震災復興対策の推進」に分け、市町村長の作成する震災復興計画と整合性を取ることや、あらかじめ県民参加等の方法を検討すること等を追加したい。 また、県の震災復興計画を作成するのは知事であるため、主語を県から知事に修正したい。」
----	---	-----	--	---

第9章 震災に強い人づくりや地域づくりを進める

89	B	9-1	(5)「応急手当に関する技術の習得」について、「習得」は技術を身につけるという意味で難しいので、「修了」でどうか。	次の考えから修正していない。 「修了」は「一定の学問・課程をおさめおえること」の意味であり、「習得」は「習って覚えこむこと」の意味であるので、課程の存在を前提とする「修了」はおおげさになるのではないか。」
90	A	9-3	条例のなかで、自主防災組織にどこまで、どのように規定できるか、慎重に検討したい。	検討会で検討いただきたい。
91		9-3	(6)で「災害時要援護者の把握」と記載するときつく感じるのではないか。	次の考えから修正していない。 「災害時要援護者の」を「居住者等の」と修正した場合、災害時要援護者を支援する規定が薄くなる。」
92	A	9-4,5,6	①災害時要援護者の支援は、地域全体で行うべきなのに、自主防災組織だけが行うような書きぶりになっている。 ②自主防災組織等の規定で「要援護者の把握に努める」とあるのは管理的しくみに見えるので、要援護者の求めの観点から規定するべきであろう。単身の場合と、そうでない場合とで異なるのではないか。	次のとおり修正したい。 ①「災害時要援護者を支えるネットワークを構成するのは自主防災組織だけではなく多様であるということ」を第5に表現したい。 ②「要援護者の求めの観点から第6の1と2を入れ替え、「1 災害時要援護者は、日ごろからの地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、支援者に対し、あらかじめ、支援が必要なことや、必要とする支援の内容など、災害時要援護者支援に必要な情報を提供しよう努めるものとします。」として、要援護者主体であることを表現したい。また、それにもない第6の3の記載も修正し、第6の見出しを「災害時要援護者の情報の把握と管理」を「災害時要援護者の情報の把握と適正な管理」に修正したい。」

第10章 総合的な南海地震対策を進める

93	A	10-1	「計画的に進めるための計画」は言葉としておかしくないか。	次のとおり修正したい。 「第1章第1を「対策を総合的かつ計画的に行うため」から「総合的な対策を計画的に行うため」と修正したことも整合性を取り、章名を「総合的な南海地震対策を進める」から「南海地震対策を計画的に進める」に修正し、骨子案を「県が取り組むべき総合的な対策を計画的に進めるための計画」から「県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画」に修正したい。」
----	---	------	------------------------------	---